

就学に関する Q&A

Q1:子どもにとって望ましい就学先を検討する際に必要なことは何ですか。

⇒A1:以下の5つを考慮しながら、検討することが大切です。

- ①その学びの場が、子どもの育ちや現状に適した場であるか。
- ②その学びの場が、子どもが安心して学べる環境であるか。
- ③その学びの場で、子どもに身に付けさせたい力や、伸ばしたい力を身に付けさせることができるか。
- ④子どもの将来の姿を思い描き、長期的な視点で検討しているか。
- ⑤保護者一人の思いではなく、子ども本人の意向をはじめ、様々な意見、判断材料を参考にしているか。

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には教育委員会が決定することになります。

教育的ニーズを整理するための観点の一つである子どもの障がいの状態等は、医療機関の診断や療育手帳等の有無のみをもって判断することは適切とは言えず、また、障がいの状態等だけで学校や学びの場の枠組みに当てはめて考えることは厳に避けなければなりません。子ども一人一人に特別に必要な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の観点から、総合的に検討を進めていく必要があります。

Q2:「合理的配慮」はどのように決められるのですか？

⇒A2:合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面等を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとし、現在必要とされていることは何か、何を優先して提供する必要があるのかなどについて、本人や保護者、関係機関等と共通理解を図り、個別に判断します。また、障がいのある子どもが十分な教育が受けられるため、合理的配慮が提供できているかという観点から評価し、PDCAサイクルを確立させていくことが重要です。

Q3:特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室で行っている「自立活動」とはどんなものですか？

⇒A3:自立活動とは、障がいのある児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的とした教育活動です。以下の表のような内容の指導を行います。この内容は、大垣市の「個別的教育支援計画 様式2(実態一支援目標一支援内容一評価)」の内容と関連しています。「個別的教育支援計画」をもとに、お子さんの実態や必要な支援・具体的な指導内容を検討し、「個別の指導計画」を立案する際にも活用します。

1健康の保持	2心理的な安定	3人間関係の形成	4環境の把握	5身体の動き	6コミュニケーション
(1)生活のリズムや生活習慣の形成	(1)情緒の安定に関する事	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事	(1)保有する感覚の活用に関する事	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
(2)病気の状態の理解と生活管理	(2)状況の理解と変化への対応に関する事	(2)他者の意図や感情に関する事	(2)感覚や認知の特性についての対応に関する事	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	(2)言語の受容と表出に関する事
(3)身体各部の状態の理解と養護	(3)改善・克服する意欲に関する事*一部略	(3)自己の理解と行動の調整に関する事	(3)感覚の補助代行及び代行手段の活用に関する事	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事	(3)言語の形成と活用に関する事
(4)障がいの特性の理解と生活環境調整		(4)集団への参加の基礎に関する事	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動	(4)身体の移動能力に関する事	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
(5)健康状態の維持・改善			(5)認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関する事	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

Q4:懇談の際に園や学校から「診断書(意見書)が必要」と言われました。

- ①病院はどこに行けばよいのですか？
- ②なぜ診断書(意見書)が必要なのですか？診断名がつくことによるメリットは何ですか？
- ③診断名はどんなものでもよいのですか？
- ④診断名がつくことによるデメリットは何ですか？

⇒A4:

- ①市が指定する病院はありません。小児科・小児精神科又は心療内科等、発達障がいの診断を行っている病院への受診をお勧めします。(大垣市内の場合は、西濃圏域発達障がい専門外来の「いかわクリニック」や、「大垣市民病院」などがあります)
- ②医師の診断(意見書)は、専門的な知見に基づくため、障がいの有無やその状態、背景について客観性の高い根拠を得ることが出来ます。診断名を特定することそのものが目的ではなく、専門医の見立てがあると、子どもに合ったかわり方や環境調整をより具体的に考えることができ、結果として、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校などの学びの場を検討する際の具体的な根拠を得ることにつながります。また、合理的配慮の必要性、支援員の配置や指導内容の調整、医療・福祉機関との連携についても、判断を行いやすくなります。そのため、大垣市では診断書(意見書)をとっていただくこととしています。
- ③医師の診断(意見書)を必要とする障がいは「LD/ADHD 通級指導教室」と「自閉症・情緒障がい学級」への入級の対象となる障がい(「発達障がい(自閉スペクトラム症・LD(学習障がい)ADHD(注意欠陥多動性障がい)」「情緒障がい(選択制緘黙等を含む)」)になります。
- ④医師の診断(意見書)があると「障がいを確定された」と感じて、本人・保護者の心理的負担が生じる可能性もあります。また、「診断名」が独り歩きして、実際の子どもの姿が見えにくくなるというリスクもあります。医師の診断(意見書)は、お子さんの教育的ニーズに合った教育や支援を考える判断材料として活用するものです。前述②の説明にあるように、診断を受けることについてのメリットも含め、受診についてご検討ください。

Q5:個別の知能検査はどこで受けられますか？検査でどんなことが分かるのですか？検査を受けるメリットは？

⇒A5:

- ・個別の知能検査は、小児科・小児精神科又は心療内科等、発達障がいの診断を行っている病院で受けられます(一部、検査を実施していない病院がありますので、事前に問い合わせをしてください)。療育手帳を取得希望の方は、子ども相談センターで受けていただくことができます。その際は、障がい福祉課へお問い合わせください。大垣市教育委員会では、満 5 歳になった子どものうち、希望者を対象に、個別の知能検査を行います。園や学校を通してお申し込みください。
 - ・個別の知能検査は、お子さんの得意なことや苦手なこと、様々な力のバランスを知り、お子さんに合った学習方法や生活上の工夫、具体的な支援策を考える手助けとなります。得意なことを活かし、苦手なことを補う方法を見つけやすくなります。(例えば、ワーキングメモリが低い場合は、口頭指示だけでなく目に見える形での指示が効果的だと分かります。)また、お子さん自身も、自分の得意なことや苦手なこと、苦手の原因が分かって気持ちが楽になったり、苦手な改善克服に向けての意欲が高まったりすることがあります。知能検査は通常、短期間で再受験は推奨されません。これは、一度受けた検査内容を覚えていることで、正確な結果が得られない可能性があるためです。一般的には、前回の検査より2年以上の間隔をあけて再検査を行うことが推奨されています。
- ※大垣市内の学校で、特別支援学級や LD/ADHD 等の通級指導教室に新規で入級をお考えの場合は、お子さんに合った教育の場を検討するために、個別の検査を受けていただく必要があります。

Q6:子どもに合った学びの場を考える上で、まず何をすればよいですか？

⇒A6:まずはお子さんが在籍する園や学校の先生にご相談ください。「どの教育の場を選ぶか」を検討する前に、お子さんの状況（成育歴、得意なこと、苦手なこと、在籍する園や学校での現在の支援状況、今後必要とする支援など）を整理します。また、教育委員会では、毎年夏に就学に関する相談会を行っています。お子さんにどのような支援が必要か、どんな環境が望ましいか、保護者としてどうしたいかをお聞きし、一緒に考える機会となりますので、園や学校を通してお申し込みください。
就学先決定の流れや、相談機関の情報を掲載したリーフレットがありますので参考にしてください。

Q7:特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室は、希望すれば入ることができるのですか？

⇒A7: 特別支援学校や特別支援学級への入学・入級は、本人や保護者の意向が最大限に尊重されますが、本人や保護者の希望だけで決定されるわけではありません。
本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育委員会・学校、関係機関が話し合って「合意形成」を図り、最終的な決定は、市の教育委員会が教育的ニーズや専門家の意見を総合的に判断して行います。

Q8:「望ましい就学先の通知（入学・入級のすすめ）」とは違う選択はできますか？

⇒A8:10月中旬ごろに市から通知する内容は「望ましい」就学先であり、必ずしも強制するものではありません。しかし、望ましい就学先は、本人・保護者、園や学校との合意形成を図り、専門家による意見や審議をもとに総合的に判断されたものであることから、原則として通知と異なる教育の場の選択はできません。

Q9:就学先は、いつまでに決定する必要がありますか？その後、変更することはできますか？

⇒A9:10月下旬までに決定し、園や学校の先生にお伝えください。市の教育委員会から県の教育委員会に人数を報告した後の変更は、原則として認められません。ただし、市外からの転居による場合は、締め切り日以降の人数追加も可能です。その場合はできるだけ早く、園や学校の担当者または市の教育委員会までご連絡ください。

Q10:就学後の学びの場の変更は、年度途中でも可能ですか？

⇒A10: 子どもの状況や発達・成長に応じて、学びの場は柔軟に変更することが可能です。ただし、変更する場合は就学相談を実施し、専門家による意見や判断を受け、慎重に決定することが重要です。また、学びの場を何度も変更することは、子どもにとって大きな負担になることについても考慮することが必要です。

Q11:就学先の学校に該当する特別支援学級がない場合はどうするのですか？

⇒A11:就学を認められた特別支援学級が、就学先の学校に設置されていない場合、当該校の校長は、県に対して新たに特別支援学級を設置する申請を行い、新設することとなります。ただし、申請は必ずしも許可されるとは限らないため、様々な場合を想定し、支援のあり方について、保護者と園や学校、就学先の学校間で相談しておくことが必要です。
設置申請の結果、該当の特別支援学級が、就学先の学校に設置されなかった場合は、「指定変更」の手続きを行い、近隣の当該特別支援学級が設置してある学校に就学することができます。

Q12:入学式当日を無事に過ごせるか心配です。事前に新しい学級を見学したり、担任の先生に出会ったりすることができますか？

⇒A12:可能です。園から就学先に申し込み、日を設定することができます。その場で子どもの状況や心配ごと等を共有したり、就学後の支援について相談したりすることができます。入学式までに、担任と出会ったり、教室までの経路、ロッカー・机・下駄箱の位置や入学初日の予定の確認を行ったりすることができます。（担任の対応が難しい場合は、特別支援教育コーディネーター等、担任以外の職員が対応することがあります）